

マイナンバーカードを利用した コンビニ交付が始まります

マイナンバーカードまたは住基カードを利用して、全国のコンビニなどに設置のマルチコピー機から住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるサービスを開始します。休日や夜間など市役所が開庁していないときでも、取得できます。



住民票・
印鑑証明書を
コンビニで
取得できます

☎市民課 ☎ (93) 4086

- 利用開始予定時期 令和3年2月1日(月)
- 利用時間 6:30～23:00(年末年始とシステムメンテナンス日を除く。)
- 利用できる人 富里市に住民登録をしていて、利用者証明用電子証明書(※)が格納されたマイナンバーカードまたは住基カードを持っている人
※利用時には暗証番号の入力が必要です。お忘れの場合は、市役所または日吉台出張所にて再設定が可能です。
- 取得できる証明書
 - 住民票の写し(世帯・個人) ※除票は発行できません。
 - 印鑑登録証明書 ※印鑑登録をしている本人分に限ります。
- 手数料 1通300円 ※窓口交付と同額です。
- 利用可能店舗 ・セブンイレブン ・ローソン ・ファミリーマート
・ミニストップ などの全国のマルチコピー機設置店舗

マイナンバーカードの交付申請・受取について

マイナンバーカードは、申請から発行までは、約1か月から2か月程度かかります。受け取りは、原則、本人です。病気や障がいなど特別な事情がある場合は、事前に相談してください。

申請方法

- 通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」の郵送
- スマートフォン、パソコン、個人番号カード交付申請対応の証明写真機での申請



あなたの声を市政に パブリックコメント

パブリックコメントとは

計画案の内容などを公表し、皆さんから提出された意見を考慮して、市が最終的な意思決定を行うための一連の手続きをいいます。提出された意見と意見に対する市の考え方や、意見を考慮して案を修正したときは、内容と理由を公表します。

閲覧方法

担当課、日吉台出張所、市民活動サポートセンターで閲覧できるほか、市公式ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出方法

意見書(様式自由)に住所・氏名・電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- 担当課、日吉台出張所、市民活動サポートセンターのいずれかに持参
- FAX ○電子メール ○郵送

富里市文化財保存活用地域計画(案)

市では、市内の文化財を計画的に保存及び活用し、次世代への継承を図ることを目的とした「富里市文化財保存活用地域計画」の案を作成したことから、この案を公表し、意見を募集します。

計画(案)の閲覧・意見募集期限

1月22日(金)まで

- ☎・提出先 生涯学習課 ☎(93)7641 FAX(91)1020
✉syakai-edu@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292(住所不要)

都市計画(地区計画)原案の縦覧

市街化調整区域の土地利用方針に即したまちづくりに関する都市計画(地区計画)提案が民間企業からありました。

市では、この提案を検討委員会へ諮り、都市計画決定するものと判断し、この度、地区計画の原案を作成したので、次のとおり縦覧します。

■案件名

- 成田都市計画地区計画(七栄北大溜袋流通業務地区)の原案
- 成田都市計画地区計画(酒々井インターチェンジ周辺地区)の原案

■縦覧期間

1月18日(月)～2月1日(月)8:30～17:15(土・日曜日を除く)

■縦覧場所 都市計画課窓口

■意見書提出期間 1月18日(月)～2月8日(月)

■意見書を提出できる人

原案に係る区域内の土地の所有者、その他利害関係を有する人。

- ☎・提出先 都市計画課 ☎(93)5147 FAX(93)5153
✉toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292(住所不要)

(仮称)富里すいか条例の制定について

富里と言えば「すいか」がイメージされるなど、すいかは、市を代表する作物となっています。富里のすいかをたくさんの人に知っていただき、「すいかのさと富里」として、市の良さを再認識するきっかけとなり、郷土への愛着と市の知名度向上を目指し、富里のすいかを守り育てることを目的とするために、条例の制定を考えています。条例の基本的な考え方を公表し、意見を募集します。

閲覧・意見募集期限

1月8日(金)～1月28日(木)

- ☎・提出先 農政課 ☎(93)4943 FAX(93)2101
✉nousei@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292(住所不要)

市街化区域内の用途地域の見直し(素案)

市街化区域内の用途地域の見直し(素案)に関するパブリックコメントを実施します。

見直し(素案)の閲覧・意見募集期限

1月18日(月)～2月8日(月)

- ☎・提出先 都市計画課 ☎(93)5147 FAX(93)5153
✉toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292(住所不要)

※また、下記のとおり住民説明会を行います。

市街化区域内の 用途地域の見直し(素案)に関する 住民説明会

☎都市計画課 ☎(93)5147

市では、都市計画マスタープランに掲げるまちづくりを実現するため、市街化区域内の用途地域についての見直しを検討しています。

この度、用途地域見直し方針に基づき用途地域の見直し(素案)を作成しましたので、案に対する住民の皆さんからのご意見を聞くため、次のとおり説明会を開催します。

■説明会日時

- 1月22日(金)夜間の部18:00から
- 1月24日(日)午前の部10:00から、午後の部13:30から
- 1月29日(金)夜間の部18:00から
- 1月31日(日)午前の部10:00から、午後の部13:30から

※受付開始はいずれの部も30分前から

場所：富里中央公民館4階大会議室